

令和4年2月3日

(一社)富田林薬剤師会会員 各位

(一社)富田林薬剤師会会長 大橋甲三郎

大阪府薬剤師会より、お知らせが届きました。(全2枚)

詳しくは、OKISS 重要なお知らせをご覧ください。

感企第 4173-3 号

令和4年 1月31日

各関係団体長様

大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、本府保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和4年1月21日付け感企第4173-2号により通知しました「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」が、令和4年1月28日付けで一部改正されましたので、お知らせいたします。主な改正箇所は太字下線部です。

今般の知見や専門家の意見を踏まえ、オミクロン株の濃厚接触者の待機を最終曝露日から7日間(8日目)に解除とすること、社会機能維持者の場合は、4日目及び5日目の検査で陰性を確認した場合、5日目に待機解除が可能となることが示されました。また、オミクロン株の無症状患者(無症状病原体保有者)についても、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能となりました。ただし、いずれの場合も10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康観察が必要となります。

この内容を踏まえ、令和4年1月28日付け感企第4343号によりお知らせしました「感染状況をふまえた診療・検査の対応」を別添のとおり変更しましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、内容をご了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

【参考】

令和3年度感染症法関係通知(大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa3nentuti.html>

大阪府健康医療部 保健医療室
感染症対策企画課 個別事象対応グループ
TEL 06-6944-9156
FAX 06-6941-9323

令和4年1月31日

地域薬剤師会会長 各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会長 乾 英夫

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の 外来診療に係る大阪府の対応について

平素より本会諸事業にご尽力ご協力を賜り御礼申し上げます。

薬局・薬剤師におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染急拡大により、自宅療養・宿泊療養患者への経口抗ウイルス薬を含む医薬品の調剤はじめ、無料検査事業、ワクチン接種事業へのご協力等、府民の安全・安心のために積極的にご対応いただいていることにつきまして誠に感謝申し上げます。

さて、令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（別紙1）を受け、大阪府としては、令和4年1月31日より、令和4年1月28日付け大阪府健康医療部保健医療室長通知 感企第4343号「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療に係る大阪府の対応について」（別紙2）、下記のとおり対応されることとなりましたのでお知らせいたします。

地域薬剤師会におかれましても、引き続き地域の関連職種と連携いただき、地域の医療体制、医薬品提供体制の強化に格別のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い

令和4年1月30日まで → 0410対応

令和4年1月31日以降、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となり

「疑似症患者」として届出 → CoV 自宅／CoV 宿泊、公費「28」適用

以上

<通知等>

別紙1. 令和4年1月24日付け（令和4年1月28日一部改正）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」

別紙2. 令和4年1月28日付け大阪府健康医療部保健医療室長通知 感企第4343号

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療に係る大阪府の対応について」

別添1. 感染状況を踏まえた診療・検査の対応

別添2. オミクロン株感染まん延を踏まえた対応について

別添3. 診療検査医療機関リーフレット

別紙3. 令和4年1月28日付け大阪府健康医療部保健医療室長通知 感企第4350号

「新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた外来診療・検査にかかる公費の取扱いについて」